

第10期ゴールドプランながはま21（長浜市高齢者保健福祉計画及び長浜市介護保険事業計画）策定業務プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

この要領は、第10期ゴールドプランながはま21（長浜市高齢者保健福祉計画及び長浜市介護保険事業計画）策定業務を行う事業者を選定するために実施する公募型プロポーザルについて、実施方法等必要な事項を定める。

2. 業務概要

（1）業務名

第10期ゴールドプランながはま21（長浜市高齢者保健福祉計画及び長浜市介護保険事業計画）策定業務

（2）業務の内容

別添仕様書のとおり

（3）委託期間

契約締結日の翌日から令和9年3月26日までとする。

3. 見積上限額

見積額の上限は、11,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

4. 実施形式

公募型プロポーザル方式とする。

5. スケジュール

公募開始	令和7年6月 4日（水）
質問書受付期限	令和7年6月11日（水）正午まで
質問書回答（ホームページ）	令和7年6月16日（月）予定
参加申込書の提出期限	令和7年6月20日（金）午後5時まで
参加資格審査結果通知	令和7年6月27日（金）予定
企画提案書等の提出期限	令和7年7月 7日（月）午後5時まで
ヒアリング審査	令和7年7月14日（月）
選定結果通知	令和7年8月中旬 予定
契約締結	令和7年8月下旬 予定

6. 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、次に掲げる全ての要件の全てに該当する者としてします。

- （1）令和7年度の長浜市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

- (3) 長浜市から入札参加停止措置を現に受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続を開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 条）の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 平成 25 年 4 月 1 日以降に、人口 10 万人以上（受託契約締結時点）の地方公共団体が発注する同種計画を元請として受託し、完了した実績を有すること。
- ※同種計画とは、老人福祉法（第 20 条の 8）に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法（第 117 条）に基づく「市町村介護保険事業計画」をいう。
- (6) ISMS：情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC27001 又は JIS Q 27001）またはプライバシーマークの認証を受けていること。
- ※参加申込時にそれを証明する書類（認定証の写し）を発注者に提出するものとする。

7. 質疑・応答

- (1) 提出方法 別添の質問書【様式 1】により、電子メールにて提出すること。
- ※ただし、提出後はその旨を必ず電話等で長寿推進課に伝え、受理の確認をしてください。
- メールの件名は「プロポーザル質問書. 送信年月日（西暦8桁）. 会社名」とすること。
- （メールの件名例「プロポーザル質問書. 20250610. 長はま株式会社」）
- ※郵便、電話、FAX 又は口頭による質問は受けません。
- (2) 期 限 令和 7 年 6 月 1 1 日（水）正午まで（必着）
- ※遅れた場合は質問を受け付けません。
- (3) 提 出 先 長浜市役所 健康福祉部長寿推進課
滋賀県長浜市八幡東町 6 3 2 番地
電話番号 0 7 4 9 - 6 5 - 7 7 8 9
E-mail choju@city.nagahama.lg.jp
- (4) 回答方法 長浜市ホームページに掲載する。
- (5) 回 答 日 令和 7 年 6 月 1 6 日（月）（予定）

8. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書及び長浜市契約規則等の各規定を理解した上で、次の書類を提出してください。

	提出書類	備考
①	参加申込書【様式 2】	
②	事業者概要書【様式 3】	
③	同種計画受託完了実績報告書【様式 4】	

(2) 提出期限

令和7年6月4日（水）から令和7年6月20日（金） 午後5時まで（必着）

（3）提出方法

上記(1)記載の提出書類を、専用フォームにて提出してください。

専用フォーム URL（参加申込用）

<https://logoform.jp/form/BJcW/1056133>

※必ず電話等で送信した旨を長寿推進課に伝え、受信されたことを確認してください。

（4）参加資格審査結果通知

参加申込のあった全ての者に参加資格審査結果を電子メールにて通知します。

※令和7年6月27日（金） 予定

9．企画提案書等の提出

（1）提出書類

参加資格審査結果通知書【様式5】により提案者として認められたものは、本実施要領、仕様書及び長浜市契約規則等の各規定を理解した上で、次の書類を提出してください。

	提出書類	備考
①	参加資格審査結果通知書【様式5】の写し	
②	企画提案書 正本データ	任意様式
③	事業実施工程表	任意様式
④	業務実施体制表	任意様式
⑤	担当者の業務実績書	任意様式
⑥	参考見積書（見積明細書含む）	任意様式

（2）提出期限

令和7年6月30日（月）から令和7年7月7日（月） 午後5時まで（必着）

（3）提出方法

ア 上記(1)記載の提出書類を、専用フォームにて提出してください。

専用フォーム URL（企画提案書提出用）

<https://logoform.jp/form/BJcW/1056146>

※必ず電話等で送信した旨を長寿推進課に伝え、受信されたことを確認してください。

※専用フォームに添付する書類のファイル形式はPDFとし、容量が大きく専用フォームに添付できない場合は、長寿推進課に確認し指示に従ってください。

イ 上記（1）②～⑥については、書面で各3部提出してください（郵送または窓口を持参ください）。

※提出期限後における追加資料の提出は認めません。

10．企画提案書等作成にあたっての留意事項

- （1）提出書類②～⑤については、文字は11ポイント以上とし、「②企画提案書 正本データ」以外は事業者名が特定できる情報を含まないよう配慮すること。

(2) 提出書類②企画提案書

下記及び別紙の仕様書をもとに、業務の進め方、手法等の技術的な提案について具体的に記載すること。

ア 書式

- ・印刷した際に、A4版、左綴じ、両面印刷20ページ以内とする。

イ 企画提案事項

以下の点について提案を求めます。なお、企画提案書については下記の順番で記載すること。

(ア) アンケート調査の作成・実施・集計・分析

- ・アンケート調査や統計データに基づく課題の現状分析と手法の提案、課題整理の方針、今後の有効な施策展開に向けた調査の実施内容
- ・本市市内の日常生活圏域ごとの特徴（人口構成等）により、地域ニーズが異なることも予想されるため、今後の施策展開に繋がられるような調査の工夫
- ・介護福祉人材不足の視点から、今後の施策展開に繋がられるような調査の工夫
- ・自立支援、重度化防止の視点から効果的と考えられる質問項目の例示
- ・在宅医療・介護及び認知症対策の需要が増大することを踏まえ、本市の資源等の実情を考慮した施策展開につなげられるような調査の工夫と分析
- ・個人情報保護対策の方法

(イ) 第10期高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画において特に重視すべき視点

(ウ) 計画の進行管理

- ・庁内各所属や関係団体等との課題共有のための有効な手法、事例
- ・進行管理を行うための有効な指標設定の事例

(エ) その他

- ・国や他の自治体の動向把握の方法
- ・過去に「見える化システム」によるサービス利用見込量推計を行った際の、発注者へ提示した積算根拠
- ・見積上限額の範囲内において、専門的見地から有益だと思われる事項については、仕様書に定めた業務以外であっても提案可能とする。

(3) 提出書類③事業実施工程表は、令和7年度、令和8年度の2か年分を作成すること。

(4) 提出書類④業務実施体制表は、図、表などを用いて本業務の実施体制が分かるものを作成すること。

(5) 提出書類⑤担当者の業務実績書は、下記のとおり担当予定の実務担当の経歴、実績が分かるように記載すること。

- ・氏名及び年齢
- ・所属する部署及び役職等
- ・実務年数

- ・保有資格
- ・同種の計画策定業務における業務名、発注者名、業務期間

(6) 提出書類⑥参考見積書は、内訳と合計金額が分かるように記載すること。金額は消費税率 10% とし、消費税金額が分かるように記載すること。

1 1. 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、第 10 期ゴールドプランながはま 21（長浜市高齢者保健福祉計画及び長浜市介護保険事業計画）策定業務プロポーザル選定委員会が審査し、契約候補者と次点者を選定します。

審査は、書類審査の他、以下のとおり提案者からの企画提案にかかるプレゼンテーション（企画提案説明）及びヒアリング（質疑応答）を実施します。

- (1) 日 時 令和 7 年 7 月 14 日（月）を予定
※詳細な日時は 7 月 10 日（木）午後 5 時までに通知します。
- (2) 場 所 長浜市役所 本庁舎 ※詳細な場所は、(1) とあわせて通知します。
- (3) 時間構成 原則 1 者 40 分
プレゼンテーション 20 分、ヒアリング 20 分とし、回答は簡潔かつ明瞭に努めること。ただし、参加事業者が多数の場合は、実施時間等を短縮することがある。 ※詳細な実施時間等は、(1) とあわせて通知します。
- (4) 留意事項 企画提案書の他、パワーポイント資料、映像資料の使用を認める（当日持ち込み可能）。電源、スクリーン、プロジェクターは市で用意するが、パソコン、ケーブル等その他必要な機器は提案者が持参すること。
提案説明は、本業務の実務に従事する者が行うこと。
参加人員は 3 名までとする。（パソコン等操作を含む。）
- (5) 評 価 以下の選定評価基準により総合的に評価します。

【選定評価基準】

	評価項目	評価の視点	配点
組織評価	1 業務遂行力	業務遂行体制の妥当性	10
	2 業務執行技術力	適切な業務を遂行するために必要な知識・経験	15
	3 業務実施体制	適切な業務を提供できる実施体制か	10
提案内容評価	4 業務の実施手続き	業務実施手続きを示す業務フロー又は工程表等は妥当か	10
	5 提案内容の的確性	実施手法は的確で、実現性があるか	10
	6 現状把握	長浜市における現況、課題への理解は十分か	10

	7 取り組み姿勢	業務趣旨や取組方針を理解しているか 業務への意欲は感じられるか	10
事業費評価	8 事業費評価	業務実施にかかる事業費 (1-提案者の見積額÷見積上限額)×25	25

選定委員1名当たり100点満点とし、各委員の採点の合計点が最も高い者を契約候補者とし、次に合計点の高い者を次点者とする。契約候補者が契約を締結しない場合、次点者を契約候補者とする。なお、事業費評価を除く75点の6割に当たる45点に各委員数を乗じた点を最低基準点とし、各委員の事業費評価を除いた点数の合計が最低基準点に満たない場合は、契約候補者として選定しない。

また、事業費評価は、小数点以下第3位を四捨五入したものを得点とします。

同点の場合は、次の方法により順位を決定します。

- ① 評価項目2「業務執行技術力」の得点が高い者を上位とする。
- ② ①が同点の場合は、評価項目5「提案内容の的確性」の得点が高い者を上位とする。
- ③ ①②とも同点の場合は、評価項目8「事業費評価」の得点が高い者を上位とする。
- ④ ①②③とも同点の場合は、再度各委員から意見を聞き、順位を決定する。

なお、提案者が1者のみであっても本プロポーザルは成立するものとする。

1.2. 審査結果

- (1) 通知方法 ヒアリング審査を受けた全ての提案者に電子メールにて通知します。

なお、審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、意見等は受け付けないものとする。

- (2) 通知時期 令和7年8月中旬(予定)

1.3. 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は返却しません。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めません。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルにかかる審査以外には利用しません。
- (4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがあります。
- (5) 企画提案書の提出は1者につき1案とします。

1.4. 情報公開及び提供

市は、提案者から提出された企画提案書等について、長浜市情報公開条例(平成18年長浜市条例第17号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とします。

1.5. その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 費用負担

書類作成及び提出にかかる費用など、必要な経費は全て提出者の負担とします。緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合において本公募型プロポーザル方式に要した費用を長浜市に請求することはできません。

(3) 参加辞退の場合

参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届【様式6】を健康福祉部長寿推進課あてに提出してください。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とします。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ プレゼンテーション及びヒアリング審査において、正当な理由なく欠席した場合

カ 参考見積書の金額が「3. 見積上限額」を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。

(6) 事業の実施に際しては、契約候補者と市が業務委託内容の詳細を別途協議、調整の上、提案内容の一部を変更して契約する場合があります。

(7) 申請者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。

16. 問い合わせ先（担当）

長浜市役所 健康福祉部長寿推進課 高齢企画係

〒526-8501 滋賀県長浜市八幡東町6-3-2 番地

電話番号 0749-65-7789

FAX番号 0749-64-1437

E-mail choju@city.nagahama.lg.jp